

インド日本商工会

《入会手続き》

1. JCCI Web サイトの「入会/退会/会員名変更」より申請

- ・手続き申請フォームに必要事項を記入し、「設立証明書」及び「入会宣誓書」を添付の上お申し込みください。
- ・設立証明書とは、会社登記局 (Registrar of Companies) 発行の"Certificate of Incorporation" または "Certificate of Establishment of Place of Business in India" のことです。本邦企業（日本にある日本企業）の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)となります。
- ・入会宣誓書の主旨は、入会の機会に、会員として必要な重要遵守事項を確認し会社を代表して署名していただくことにより、内容を明確に理解し会員として継続的に遵守していただくことです。入会宣誓書の書式は、こちらからダウンロードください。
※サインは、電子署名・手書きのどちらでも問題ございません。

2. 「会員マイページ」に貴社情報を入力

貴社専用の「会員マイページ」URL をメールにてお送りいたしますので、貴社情報を入力ください。

3. 会長との入会面談に参加

会長会社で行われる入会面談に参加いただき、貴社紹介をお願いいたします。
2月と8月は例年休会（役員会、三木会も休会）となっております。

4. 役員会にて入会の承認

入会承認後、翌月1日付けの入会となります。

5. JCCI 月例会：三木会にて入会挨拶（参加自由）

三木会は通常、第三木曜日に開催されます。直近の三木会のご都合が付かない場合は、翌月以降、初めて参加される際にご挨拶をいただけます。

6. 入会金および年会費をお支払い

入会月（入会面談・役員会の翌月）の頭に、入会金および年会費の請求書（Tax Invoice）をお送りいたします。請求書受領後に会員名の銀行口座からのお支払いをお願いいたします。入会金・会費のお支払いは銀行振込にてお願いいたします。

インド日本商工会

《注意点とお願い》

1. 会員名について

- ・本邦企業、本邦公的機関の方は日本語名称、及びその英語表記となります。
- ・現地法人、合弁企業、第三国企業等の方は英語名称、及びその日本語表記となり、本邦企業名（親会社の名称）を会員企業名とすることはできません。

2. 入会金・年会費のお支払いについて

- ・現金でのお支払い、個人口座からのお支払い、会員名ではない口座からのお支払い等は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・会員名（会員企業・機関名の後に、～office、～branch 等がついていても問題ありません）の口座よりお支払いください。小切手によるお支払いの場合も会員名の口座の小切手にてお支払いください。
- ・本邦企業（日本にある日本企業）は請求書（Tax Invoice）に記載されている GST（物品・サービス税: Goods and Services Tax）を支払う必要があります。日本国内での源泉所得税支払いは不要です。
- ・期中退会の場合でも、一度お支払いいただいた入会金・年会費の払い戻しはございませんのでご了承ください。
- ・送金手数料が発生する場合は、お客様にてご負担いただき、会費は所定の金額がそのまま弊会に着金するようご送金をお願いいたします。

3. 会員資格の譲渡について

- ・会員資格は他の企業・機関に譲ることはできません。
- ・駐在員事務所、支店等を現地法人化される場合も、「本邦企業（駐在員事務所/支店）の退会」、「現地法人の入会」というお手続きとなりますのでご了承ください。
- ・親会社が同じであるグループ企業であっても、各々の企業名にてご入会いただきます様、お願い申し上げます。

以上